

## 人間文化研究機構国際日本文化研究センターで雇用する特別研究員-PD等の育成方針

令和6(2024)年 1月 5日制定

人間文化研究機構(以下「本機構」という。)国際日本文化研究センターが雇用する日本学術振興会特別研究員-PD、RPD、CPD(以下、「特別研究員-PD等」という。)の育成方針について、以下のとおり定める。

### (目標)

本機構は、特別研究員-PD等に対し、多様な研究機会を付与しつつ実践的な研究指導を行う等、大学共同利用機関の研究環境を活かした人材育成の充実を図ることにより、人間文化研究における諸分野において学際性、国際性に富み実践力の高い次代を担う研究者として育成することを旨とする。

### (具体的な取組)

#### 1. 研究環境の確保・充実

- (1) 特別研究員-PD等が研究に専念し、その能力を十分に発揮できる環境を確保するため、特別研究員の研究課題の実施に必要な施設・設備・文献・標本資料・通信環境等の利用を可能とする。
- (2) 特別研究員-PD等に係る安全衛生管理について、労働災害の未然防止、安全の確保及び健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成を促進する。
- (3) 研究者が研究活動を行ううえで重要な科学研究費助成事業を含む外部資金獲得や成果発信に対して、特別研究員-PD等が積極的に活動できるよう柔軟な支援を提供する。

#### 2. 女性研究者に係る育成方針、予定する取組等

人間文化の豊かさは、その多様性にあり、多様な人々が共生する社会を目指すことが重要であるという考え方にに基づき、本機構では男女共同参画など共生に向けた取り組みを推進する。

- 1) 女性研究者を主としたライフイベント期の特別研究員-PD等への支援の充実を図る。また、本機構が定める育児に伴う休業等を理由に日本学術振興会の特別研究員-PD等としての採用を中断した場合であって、学振の採用期間の延長を希望する場合には、本機構はそれに伴う雇用期間の延長(変更)を可能とする。
- 2) 本機構に所属する全教職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、本機構全体に男女共同参画社会の実現についての理解を促進する。
- 3) 育児休暇、介護休暇等の積極的な取得等を推進し、安心して働ける職場環境を整備する。

#### 3. 能力開発支援

- 1) 特別研究員-PD等の受入担当教員は、研究指導や当該研究分野に必要な技術指導を行うとともに、当該研究に関連する本機構及び所属機関の共同研究等に参画させ、国内外での研究交流、成果発表の機会を提供する。
- 2) 本機構及び所属機関が主催する各種研修の受講機会を提供する。

以上